

LMTバッテリー用バッテリーパス・チェックリスト

2027年2月18日以降の電動自転車、電動スクーター、電動原付のバッテリーに関する義務、必須情報、期限、および情報源－確認事項一覧。

このチェックリストでカバーされている内容

****このチェックリストの性質について。***このリストは規則の条文に基づいています。記載されている項目は現行法に基づくものであり、予測ではありません。

このチェックリストは、[バッテリー向けのデジタル製品パスポートに関する](#)当社の[参考資料](#)の一部であり、業界全体を対象としたスケジュール、役割、必須データ、および公的文書を網羅しています。このページでは、その範囲をLMTバッテリーに限定しています。

このチェックリストは、EU域内で軽車両用バッテリー（電動自転車、電動キックスクーター、電動モペッド、および類似の車両）を市場に投入する際、EUバッテリー規則（EU）2023/1542が事業者を求める要件をまとめたものです。本チェックリストには、2026年7月発行の欧州委員会ガイドラインにおいてLMTバッテリーに関する義務として指定されている事項、期限をタイムライン形式でまとめたもの、および末尾の「出典」セクションにリンクが掲載されている公式文書が記載されています。また、リスト全体は以下からPDF形式でダウンロードすることも可能です。LMTバッテリーには2つの特徴があります。それは、バッテリーの状態に関する完全な情報を報告すること、および独立した専門業者によって交換可能であり続けなければならないことです。

括弧内の数字は、欧州委員会のガイドラインにおけるデータ項目を示し、記事番号は規則の条項を示しています。

この規制は、お使いのバッテリーに影響しますか？

お使いのバッテリーに該当する項目にチェックを入れてください。最初の2つの記述を合わせると、[規則（EU）2023/1542](#)のパスポート義務の対象となることを意味します。3つ目の記述は、自動車メーカーの義務を追加するものです。括弧内の条項は、当該規則への参照です。

- ☐ 当該バッテリーは密閉式であり、重量が25 kg以下で、電気モーターのみ、または人力と組み合わせて駆動する車輪付き車両（クラスLの型式認定車両を含みます）の駆動エネルギーを供給するものであり、EVバッテリーではありません（第3条）。

- ☐ 2027年2月18日以降、EU域内で当該バッテリーを市場に流通させる、または使用を開始する方（製造業者、輸入業者、あるいはバッテリーを再生・再利用を行う事業者）。
- ☐ 当該バッテリーを搭載した車両を市場に投入する場合：その場合は、取り外し可能性および交換部品に関する義務も追加で適用されます（第11条第5項から第8項）。

お客様の義務

[規則（EU）2023/1542]（<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj>）が、LMTバッテリーを市場に流通させる者に求めているすべての事項を、記載順にご確認ください。記載内容にチェックを入れてください。各項目には該当する条項が明記されており、下部に記載された期限は、その規定がいつから適用されるかを示しています。

- ☐ 市場投入前にバッテリーパスを作成し、その記載内容を正確かつ完全で、かつ最新の状態に保つこと（第77条第1項および第4項）。
- ☐ ISO/IEC 15459シリーズに準拠した一意の識別子を付与し、QRコードを通じてパスに紐づけること（第77条第3項）。
- ☐ QRコードを、視認可能かつ読み取り可能で、かつ耐久性のある方法で印刷または刻印すること。それが不可能な場合は、包装および添付書類に記載すること（第13条第6項および第7項）。
- ☐ アクセスレベルを区分すること：一般公開、正当な利益、当局および指定機関、単体電池データ（第77条第2項、第78条）。
- ☐ パスポートのデータは、オープスタンダードに基づき、機械可読かつ特定のベンダーに依存しない形式で提供すること（第77条第5項）。
- ☐ バッテリーがリサイクルされるまで、パスポートを利用可能な状態に保つこと（第77条第8項）。
- ☐ バッテリーが市場に流通する前に、パスポート自体をEU-DPP登録簿に登録すること：これは、バッテリーを市場に流通させる事業者本人が行う必要があり、サービス提供者は行うことができません（第77条第10項）。同登録簿は2026年7月20日より運用が開始されています。
- ☐ 一般的な情報および容量、回収マーク、必要に応じてCdまたはPbのマークを記載したラベルを貼付すること（第13条第1項、第2項、第4項および第5項）。
- ☐ バッテリー管理システムにおいて、健康状態および予想寿命に関する状態データを参照可能な状態に維持すること（第14条）。
- ☐ バッテリーおよびそのセルが、独立した専門業者によって取り外しおよび交換が可能であるようにし、最終納車から5年後に交換用バッテリーを提供し、ソフトウェアによって交換を制限しないこと（第11条第5項から第8項）。
- ☐ 適合性評価を実施し、EU適合宣言書を発行し、CEマークを表示すること（第17条から第20条）。
- ☐ モデルおよび工場ごとのCO2報告書を作成すること：方法に関する委任法令の発効から18ヶ月後に義務化され、名目上は2028年8月18日から適用されます。性能クラスおよび最大値については、これに続く予定

です（第7条）。

- ☐ コバルト、リチウム、ニッケル、鉛のリサイクル材含有率を文書化すること。LMTバッテリーについては2033年8月18日から適用され、最低含有率は2036年8月18日から適用されます（第8条）。
- ☐ サプライチェーンにおけるデューデリジェンスを確立し、検証を受け、報告を行うこと。2027年8月18日から適用されます。純売上高が4,000万ユーロ以上の場合に適用されます（第47条から第52条）。
- ☐ 取扱説明書および安全上の注意を用意すること。ただし、「Omnibus IV」が採択されるまでは、「Pass zum Start」には表示しないこと（附属書XIII第1項t号）。

2027年2月18日時点の必須データ

[欧州委員会のガイドライン](https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/cd1e5e6c-4a4a-4b99-995a-49eb6916187e_en)では、LMTバッテリーについて、71のデータポイントのうち54が必須とされており、これは健康状態が包括的に報告されるため、他のどのカテゴリーよりも多い数となっています。データ項目自体は、規則（EU）2023/1542の附属書XIIIに記載されています。各項目の下には、ガイドラインにおける番号と、規則内の参照箇所が記載されています。

一般に公開されている（附属書XIII 第1号）

- ☐ 一意の識別子
データ項目1、第77条第3項
- ☐ パスポートの登録者または責任者
データ項目2、第77条第3項
- ☐ 製造者：名称、登録商号、または商標
データ項目3、附属書VI第A部第1号
- ☐ 製造業者の住所（中央連絡窓口を含む）
データ項目4、附属書VIパートA第1号
- ☐ 電池のカテゴリー
データ項目6、附属書VIパートA第2項
- ☐ モデルおよびロット番号またはシリアル番号
データ項目7、附属書VIパートA第2項
- ☐ 製造場所および製造年月日（月・年）
データ項目8および9、附属書VIパートA第3号および第4号
- ☐ 重量、容量、および化学組成
データ項目10～12、附属書VIパートA第5～7号
- ☐ 水銀、カドミウム、鉛を除く有害物質
データ項目13、附属書VIパートA第8項
- ☐ 適切な消火剤

データ項目14、附属書VIパートA第9項

- ☐ 0.1重量%を超える重要原材料

データ項目15、附属書VIパートA第10項

- ☐ コバルト、リチウム、ニッケル、鉛のリサイクル材含有率

データ項目20～23、附属書XIII第1項e号

- ☐ 再生可能材料の割合

データ項目24、附属書XIII第1項f号

- ☐ 最小電圧、定格電圧、最大電圧（それぞれ温度範囲を明記）

データ項目26～28、附属書XIII第1項h号

- ☐ ワット単位での初期性能および出力限界

データ項目29および30、附属書XIII第1項i号

- ☐ サイクル数による予想寿命およびそれに関する基準試験

データ項目31および32、附属書XIII第1項j号

- ☐ バッテリーが休止状態で耐えられる温度範囲

データ項目34、附属書XIII第1項l)

- ☐ 初期およびサイクル寿命の50%時点におけるラウンドトリップ効率

データポイント36および37、附属書XIII第1項n号

- ☐ セルおよびパックの内部抵抗

データ項目38、附属書XIII第1項o号

- ☐ サイクル寿命試験のCレート

データポイント39、附属書XIII第1項p号

- ☐ 第13条第4項に基づく集合記号

データ項目40、附属書XIII第1項q号

- ☐ EU適合宣言

データ項目42、附属書XIII第1項r号

- ☐ 使用済み電池の発生防止および管理に関する情報

データ項目43、附属書XIII第1項s号

正当な利益を有する方（附属書XIII第2号）

- ☐ カソード、アノード、および電解質材料を含む詳細な組成

データ項目45、附属書XIII第2項a号

- ☐ 構成部品の部品番号

データ項目46、附属書XIII第2項b号

- ☐ 交換用部品の入手先

データ項目47、附属書XIII第2項b

- ☐ 分解に関する情報：分解図、手順、固定方法、工具、警告事項、セル数および配置

データ項目48、附属書XIII第2項c号

- ☐ 安全対策

行政機関および指定機関（附属書XIII第3項）

- ☐ 適合性に関する試験報告書の結果

データ項目50、附属書XIII第3項

単体電池のデータ（権限を有する者のみ閲覧可）（附属書XIII第4項）

- ☐ 定格容量（実効値）

データ項目51、附属書XIII第4項a号

- ☐ 容量損失（パーセント）

データ項目52、附属書XIII第4項a号

- ☐ 出力（ワット）および出力損失率（％）

データ項目53および54、附属書XIII第4項a号

- ☐ 内部抵抗およびその増加率

データポイント55および56、附属書XIII第4項a号

- ☐ 予想寿命（サイクル数および暦年）

データ項目59および60、附属書XIII第4項a号

- ☐ 残存容量

データ項目62、附属書XIII第4項b号

- ☐ 残存性能

データ項目63、附属書XIII第4項b号

- ☐ 残存往復効率

データ項目64、附属書XIII第4項b号

- ☐ 自己放電の推移

データ項目65、附属書XIII第4項b号

- ☐ オーム抵抗

データ項目66、附属書XIII第4項b号

- ☐ バッテリーの状態：新品、転用、再利用、再生、または廃棄物

データ項目67、附属書XIII第4項c号

該当する場合のみ

- ☐ 製造元のウェブサイトおよびメールアドレス

データ項目5、附属書VIのA部の第1号

- ☐ 保証期間（製品の使用可能期間）

データ項目35、附属書XIII第1項m号

- ☐ CdまたはPbの記号

データ項目41、附属書XIII第1項q号

- ☐ エネルギー往復効率およびその損失
データ項目57および58、附属書XIII第4項a号
- ☐ 充放電サイクル、異常事象、動作条件および充電状態
データ項目68から71、附属書XIII第4項d号

開始時には表示しない

- ☐ 材料組成をまとめフィールドとして
データ項目16
- ☐ CO2に関する説明およびCO2ラベル（実施規則により形式が定められるまでの間）
データ項目17および18、附属書XIII第1項c号
- ☐ 責任ある調達に関する情報
データ項目19、附属書XIII第1項d号
- ☐ Ah単位の公称容量（固定フィールド）
データ項目25、附属書XIII第1項g号
- ☐ 容量低下に関する閾値（EV用バッテリーのみを対象としています）
データ項目33、附属書XIII第1項k号
- ☐ 取扱説明書（Omnibus IVが採択されるまで）
データ項目44、附属書XIII第1項t号
- ☐ 認証済みエネルギー状態（SOCE）、EV用バッテリーにのみ適用されます
データ項目61、附属書XIII第4項b号

期限

LMTバッテリーに関して適用される期限は、同規則の適用条項に定められています。それ以降の期限は、欧州委員会がまだ発効させていない委任法規に基づくものであり、その旨が明記されています。

2024年2月18日

● 本規則は、以下の範囲で適用されます

この日から、「電池規則」（第96条）の規定の大部分が適用されます。その他の規定はすべてこれに基づいており、この日以降に市場に流通した電池は、同規則の適合要件の対象となります。

2024年8月18日

● バッテリー管理システムにおける状態データ

この日から、バッテリー管理システムは、バッテリーの健康状態や予想寿命に関するデータへのアクセスを可能にしなければなりません（第14条）。お使いのシステムがこれらのデータを提供しているかご確認ください。LMTバッテリーの場合、これらはパスポートに記載が義務付けられる項目となります。

2025年8月18日

● コレクションマーク

すべての電池には、×印の付いたゴミ箱のマークが記載されており、基準値を超えている場合はその下にCdまたはPbの記号が記載されています（第13条第4項および第5項）。すでに適用されていますので、現在のラベルをご確認ください。

2026年8月18日

● 一般事項および容量が記載されたラベル

すべての電池には、附属書VIIに定める一般的な情報が記載されたラベルが貼付されており、LMT電池にはさらにその容量が記載されています（第13条第1項および第2項）。なお、形式に関する実施規則の公布が遅れた場合は、この規定の適用時期が変更されます。

2027年2月18日

● バッテリーパス、QRコード、および取り外し可能性

この日から、市場に流通するすべてのLMTバッテリーには、パスポート（第77条）およびそれにリンクするQRコード（第13条第6項）が必要となり、また、車両は、専門業者によるバッテリーおよびそのセルの取り外し・交換を許可しなければなりません（第11条）。移行期間はありません。

2027年8月18日

● サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス義務

純売上高が4,000万ユーロを超える企業は、サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス戦略を策定し、その検証を受け、報告を行わなければなりません（第47条以下）。（EU）規則2025/1561により、2025年まで延期されました。

2033年8月18日

● 再生材の含有率を記録する

モデル、年、工場ごとに、回収されたコバルト、リチウム、ニッケル、鉛の含有量の記録（第8条第1項）。電気自動車用バッテリーの場合よりも5年遅れて提出してください。これらの数値は、貴社のセルサプライヤーが把握しております。

2036年8月18日

● リサイクル率

活物質には、少なくとも26%の再生コバルト、85%の鉛、12%のリチウム、および15%のニッケルが含まれていなければなりません（第8条第3項）。

法令に基づき

● 3段階のCO2フットプリント

CO2に関する申告は、算出方法に関する委任法令の発効から18か月後（名目上は2028年8月18日）に提出が求められ、性能クラスは名目上2030年2月18日から、上限値は名目上2031年8月18日から適用されます。これらの法令はまだ制定されていないため、いずれの期限もまだ進行していません（第7条）。

出典

このチェックリストの出典となった文書と、それぞれの用途についてです。

文書	目的
規則（EU）2023/1542	規則の本文：パスポートに関する第77条および第78条ならびに附属書XIII、取り外し可能性に関する第11条、QRコードに関する第13条、CO2フットプリントに関する第7条、リサイクル材に関する第8条。
欧州委員会のガイダンス*「Digital Batteries Passport - data points by category」*	バッテリーカテゴリーごとの各データポイントの分類。
規則（EU）2025/1561	デュー・ディリジェンス義務の適用開始日が2027年8月18日に延期されました。

準備の方法はこちらです

すでに手元にあるデータから、最初のパスポートが発行されるまでの、成果が得られる順に6つのステップをご紹介します。

1. ****データ監査：****上記の必須データを精査し、各フィールドについて、現在どのシステムに保存されているかを記録してください。特に健康状態に関する値には十分ご注意ください。これらはバッテリー管理システムからパスへ転送される必要があります。
2. ****サプライヤーとの契約上の取り決め：****リサイクル材の割合、セルの化学組成、および試験結果はセルメーカーが保有しています。定義されたデータ項目と期限を購買契約に盛り込んでください。
3. ****交換可能性の確認：****開発部門と協議し、バッテリーおよびセルが専門業者によって取り外し可能かどうか、またソフトウェアが交換の妨げになっていないかを確認してください。
4. ****アクセス権限の設定：****各フィールドごとに、閲覧を許可する対象者、および社内でそのデータを管理・承認する担当者を決定してください。
5. **少数のモデルを用いたパイロット実施：**[無料で登録し](#)、バッテリーテンプレートを選択して、実際のモデルをいくつかサンプルとして登録してください。LMTバッテリーにのみ必須のフィールドは、他のカテゴリーには強制されません。
6. ****登録およびCO2関連情報の準備：****登録IDおよびCO2申告用のフィールドを用意しておいてください。ただし、法令に基づく義務が発生するまでは、計算機能は実装しないでください。

10.09.2026 時点。このチェックリストの最新版：<https://transpareo.com/ja/ye-jie/dian-chi/tietukurisuto-lmtbatuteri>